

平成 17 年度地域・職域連携支援検討会
報告書

平成 18 年 3 月

地域・職域連携支援検討会

目 次

はじめに	1
I 地域・職域連携支援検討会の活動状況	2
1 地域・職域連携支援検討会設置の経緯	2
2 地域・職域連携支援検討会の目的	3
3 地域・職域連携支援検討会構成員の派遣状況	3
(1) 地域・職域連携支援検討会構成員の派遣について	3
(2) 平成17年度の連携事業実施自治体と構成員の派遣結果	3
II 地域・職域連携推進事業の現状	5
1 協議会の目的	5
2 協議会の構成メンバー	5
(1) 都道府県協議会	5
(2) 二次医療圏協議会	6
3 協議会の役割	6
4 協議会の運営	6
(1) 機能分担	7
(2) 関係者の地域・職域の相互の理解	7
(3) 事務局の設置	7
(4) ワーキンググループの設置	7
(5) キーパーソンの配置	7
5 連携事業の企画	8
(1) 都道府県協議会	8
(2) 二次医療圏協議会	8
6 連携事業の実施	8
7 評価	9
III 今後の課題（ガイドラインの改訂など）	10
1 都道府県協議会と二次医療圏協議会の機能分担の明確化	10
2 連絡協議会の構成員	10
3 現場ニーズの分析	10
4 職域保健関係者の積極的参加	11
5 地域保健と職域保健の共同事業	11
6 研修会の活用	11

7	地域・職域連携推進協議会の位置づけ	11
8	保険者協議会との関係	12
9	計画立案における資料の活用	12
10	効果指標ならびに評価方法の設定	12
11	協議会運営	12
12	地域・職域連携推進事業ガイドライン「Q&A」の追加	13
	おわりに	15
	資料	16
1	地域・職域連携推進事業実施要綱	17
2	今後の地域・職域連携推進事業の在り方 ～医療制度改革大綱を踏まえて～	20
3	地域・職域連携推進事業について	
①	都道府県レベルの協議会	21
②	二次医療圏レベルの協議会	22
	地域・職域連携支援検討会構成員名簿	23

はじめに

我が国は、他の国に例を見ない急速な人口の高齢化が進み、平成 27 年（2025 年）には、65 歳以上の高齢者数が 3 千 3 百万人に達すると予測されている。また、近年の疾病構造をみると、糖尿病や虚血性心疾患などの生活習慣病の増加が著しく、特に働き盛り層において生活習慣病の発症率が高いことから、生活習慣病対策が喫緊の課題となっている。

これらのことから、国民一人ひとりが自らの健康を保持・増進し、生活の質を向上することで、「明るく活力ある社会」をつくるため、平成 17 年度から 10 年間にわたり、健康フロンティア戦略を展開し、働き盛りの健康安心プランに基づき、地域と職域を通じた保健事業を展開しているところである。

明るく活力ある社会をつくるためには、国民の主体的な健康づくりへの取組と、地域・職域ぐるみで国民一人ひとりが生活習慣の改善等に取り組むことができる環境づくり、及びそれらを支援するための保健事業による生涯を通じた継続的な健康づくり体制が重要である。

このことから、地域保健と職域保健の連携事業を推進し企画・調整するための地域・職域連携推進協議会を全都道府県・指定都市に設置し、地域・職域連携推進事業の実施を全国的な取組として推進しているところである。同協議会の設置・運営及び、連携事業の実施・評価等に当たっては、平成 17 年 3 月にとりまとめた地域・職域連携推進事業ガイドラインが活用されているが、より円滑な連携事業の実施・推進を図ることを目的に、平成 17 年度に「地域・職域連携支援検討会」を開催し、検討会構成員による現地へ出向いた支援を実施したところである。

昨年 12 月に政府・与党により取りまとめられた「医療制度改革大綱」においても、生活習慣病予防を重視した対策をより一層推進することとされ、健康増進計画を見直し、充実すべき旨が示されたことから、地域・職域連携推進協議会はこれら施策において果たすべき機能を併せ持つ機関として、その役割は更に重要となる。

今後、同協議会の設置・運営をスタートさせ、「地域・職域連携推進事業」に取り組む多くの自治体において、健康寿命の延伸と生活の質の向上を実現するため、より効果的に連携事業が展開されることに、本報告書がその一助となることを期待したい。

I 地域・職域連携支援検討会の活動状況

1 地域・職域連携支援検討会設置の経緯

平成 12 年 4 月に策定された「健康日本 21」の推進のために、地域保健と職域保健が一体的に取り組む体制づくりの重要性が掲げられ、平成 13 年度の医療制度改革の議論過程において、健康づくりの法的基盤整備の必要性が提示され、平成 14 年に健康増進法が制定された。

それらと平行して、厚生労働省では、地域保健と職域保健の連携を進める具体的な検討を進め、平成 14 年 3 月には、健康教育等の保健事業を地域と職域で連携するモデル事業が提示された。この保健事業の連携モデル事業は、平成 14 年度と 15 年度の 2 年間に「地域・職域連携共同モデル事業」として 11 か所の道府県で実施され、次のような成果が得られた。

- ①これまで地域保健と職域保健で独自に行われてきた保健事業を連携して行うことで、それぞれの専門性や役割を活かした総合的なサービスが提供できる
- ②地域における職域の実態と課題が明確になり、各自治体の健康増進計画の進行管理としても活用できる
- ③職域を含め、住民全体の健康意識が高まることにより、健診や事後指導を積極的に受ける人が増え、地域の活性化につながる

等である。

これらの成果を基に地域保健と職域保健の連携を全国的に普及するため、平成 17 年 3 月に地域・職域連携推進事業ガイドラインが作成され、長年の課題であった地域保健及び職域保健の連携のための具体的な方策が示された。

平成 17 年度から、各都道府県・指定都市において都道府県及び二次医療圏を単位とした「地域・職域連携推進協議会」を開催し、地域保健と職域保健で保健事業の共同実施や社会資源の有効活用を図るなど「地域・職域連携推進事業」の実施が推進されている。本事業の実施に当たっては、前述の地域・職域連携推進事業ガイドラインが活用されているが、より円滑な地域・職域連携事業の実施のため、「地域・職域連携支援検討会」を開催し、検討会構成員による各都道府県等へ出向いての現地支援を実施したところである。

本検討会は平成 18 年 3 月までに合計 3 回開催され、検討会構成員による各都道府県等への現地支援は 14 か所に実施された。

2 地域・職域連携支援検討会の目的

「地域・職域連携支援検討会」は、平成 17 年度に実施される都道府県及び二次医療圏を単位とした「地域・職域連携推進事業」の円滑な実施を図り、それぞれの地域特性を考慮した地域保健と職域保健の連携をより実効性のあるものとして進めていくことを支援するために開催された検討会である。

本検討会の事業内容は、次の 4 点である。

- ① 都道府県等における「地域・職域連携推進協議会」の設置及び運営を支援するための要点の作成
- ② 検討会構成員による各都道府県等の現状に応じた助言等の支援
- ③ 各都道府県等の「地域・職域連携推進協議会」の設置及び運営に関する事例の集約
- ④ 支援結果を受けてガイドラインの修正・改訂を含めた検討

3 地域・職域連携支援検討会構成員の派遣状況

(1) 地域・職域連携支援検討会構成員の派遣について

平成 17 年度に地域・職域連携推進協議会（都道府県協議会、二次医療圏協議会）を設置し、連携事業を実施している都道府県・指定都市に対し、検討会構成員を各 2 名派遣した。検討会構成員は、都道府県協議会もしくは二次医療圏協議会に出席し、円滑な地域・職域連携推進事業の実施に向けて、平成 17 年 11 月から平成 18 年 3 月までに合計 14 か所の協議会への支援を実施した。

(2) 平成 17 年度の連携事業実施自治体と構成員の派遣結果

平成 17 年度に都道府県協議会を設置し、検討会構成員が支援を行った都道府県は 3 か所（表 1 参照）、二次医療圏協議会を設置し、検討会構成員が支援を行った圏域は 10 か所（表 2 参照）、指定都市は 1 か所（表 3 参照）であった。そのうち、協議会立ち上げのための連絡会への参加が 1 か所、ワーキンググループへの参加が 1 か所、連携事業であるフォーラムへの参加が 1 か所あった。

各協議会において検討会構成員は、ファシリテーターとしての役割を担い、それぞれの地域の実情に合わせた地域保健及び職域保健の連携事業の円滑な推進のために、助言等の支援を行った。また、必要時、電話やメール等による支援も実施している。